

(参考) 会計検査院の实地検査結果等及び厚生労働省の対応

1 会計検査院の实地検査結果及び改善処置要求 (平成30年10月22日公表)

- 会計検査院が、厚生労働本省と(株)SAY 企画等との契約について、業者への实地検査を行うなどした結果、次の(1)及び(2)が確認された。
 - (1) 当省と(株)SAY 企画等4社との5契約について、当省の検査職員等が、履行期限までに業務が完了していないのに、完了したとする事実と異なる検査調書を作成するなどして代金を支払っていた。
※現在は、業務が完了し、成果物が納品されている。
 - (2) 当省と(株)SAY 企画との次の4契約について、(株)SAY 企画が、当省の承認なく、データ入力等の業務の一部を国外・国内の業者に下請けさせていた(再委託)。(何れも個人情報を含む資料を使用する業務であった。)
 - ① 戦没者等援護関係資料の電子化業務(平成25年度)
 - ② 戦没者等援護関係資料の電子化業務(平成26年度)
 - ③ 戦没者等援護関係資料の電子化業務(平成26年度追加)
 - ④ 賃金構造基本統計調査調査票入力業務の請負(平成27年度)
- これらを踏まえ、会計検査院は、当省に対して、会計法令等に従った適正な契約事務を実施し、契約の適正な履行等を確保するよう、検査職員・監督職員等に対する会計法令の遵守の周知徹底、業者に対する契約条項の遵守の周知徹底等の改善処置を求めた。

2 厚生労働省の対応 (平成30年10月22日公表)

- 上記1と同様の事案が発生することのないよう、以下により再発防止を徹底。(上記1(2)の再委託案件への対応は、主に次の(2)及び(3)を)
 - (1) 職員の会計法令遵守を徹底
 - ・ 契約に携わる全ての検査・監督職員に対する実務研修を実施
 - (2) 業者の選定方法を厳格化
 - ① 総合評価落札方式(価格のほか、業者の履行能力の評価を行う)の適用を原則化
 - ② 全省庁統一資格(A~D等級)の適用を厳格化
 - ③ 業者の履行能力審査を厳格化(作業計画書の審査マニュアルを新たに作成)
 - (3) 業者の契約条項遵守を徹底
 - ① 契約後約1月以内の業者への立入調査を原則化
 - ② 業者の社員等からの通報窓口を省内に新設
 - (4) 調達事務の進捗管理及び成果物の確認を徹底
 - ① 管理監督者等による調達事務の組織的な進捗管理を徹底
 - ② 管理監督者による成果物の納品確認を徹底(成果物の写真確認)
- ※ (2)①は「個人情報を取り扱うデータ入力に係る契約」に適用、(2)②及び③並びに(3)は「個人情報を取り扱う契約」に適用。